

令和元年八月一日提出
質問第八号

消費者庁による吉本興業株式会社と連携した広報・啓発に関する質問主意書

提出者 大西 健介

消費者庁による吉本興業株式会社と連携した広報・啓発に関する質問主意書

消費者庁は、毎年五月の「消費者月間」の取り組みに合わせ、吉本興業株式会社と連携し、同庁の活動を伝えるPR動画シリーズをYouTubeチャンネルで公開している。

また、新宿の吉本興業の劇場に、岡村消費者庁長官が出演し、芸人とともに消費者ホットライン「一八八」の重要性を訴えた。

他方、吉本興業所属の芸人が振り込め詐欺グループの会合で営業し、報酬を受け取っていることが問題となっているが、以下について政府の見解を明らかにされたい。

一 所属の芸人が振り込め詐欺グループから報酬を受け取っていた企業に消費者庁の広報・啓発活動を委託していることに対する見解。

二 振り込め詐欺グループとの関係が明らかとなった以上、委託契約を見直すのか。

三 既に動画サイトにアップされている動画の今後の扱いはどうなるのか。

右質問する。